

第二部社会人選抜(第2期)

小 論 文

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

問題 以下の記事を読んで、問1及び問2に答えなさい。(2問必答)

東京都知事選(7月7日投開票)の選挙ポスターを巡り、候補者と別の写真を使ったり同一のものを多数張ったりする事態が起きている。公職選挙法にはポスターの記載内容を直接制限する規定がない。選挙後に法改正や規制が議論される可能性がある。

「カワイイ私の政見放送を見てね」。東京都中野区の区役所近くの掲示板に24枚のピンク色のポスターがコの字状に張られていた。同じようなデザインで、有料サイトに誘導するQRコードが記載されていた。

一連のポスターを巡り都選挙管理委員会へ21日時点でメールや電話で1200件ほどの苦情や問い合わせが寄せられた。子どもへの悪影響を懸念する意見や撤去を求める声もあったという。

政治団体に寄付した人が自由にポスターが張れるようするなど、事実上、ポスター枠を販売するケースもあった。担当者は「電話がひっきりなしに鳴った。過去にはこのようなことはなかった」と困惑した。

条例や法律に反しうるポスターもみられた。警視庁は一部の陣営に警告した。ほぼ全裸の女性のポスターを掲示した陣営は都迷惑防止条例違反容疑、風俗店の広告を載せた陣営は風営法違反容疑を根拠とした。

公選法上、ポスターの内容は他の候補者の応援や虚偽の内容を除き原則規制されない。掲示板のポスターを許可なくはがせば選挙の自由妨害罪に当たりうる。

警告を受けた陣営はポスターの張り替えに応じたとみられる。警察幹部は「表現の自由を重く捉える必要があるとはいえ静観するわけにはいかない内容だ」と強調する。

国会でも問題視する発言が相次ぐ。2025年までの衆院選、25年の参院選と全国での大型選挙を控える。都知事選を模倣する人も出てきかねない。

自民党の茂木敏充幹事長は25日の記者会見で「公選法がこれまで想定していない問題が発生している」と指摘した。4月の衆院補欠選挙での選挙妨害にも触れ「公選法の見直しも含めて対応策を検討していく必要がある」と話した。

立憲民主党の岡田克也幹事長は「法改正を含め丁寧に各党間で議論すべきだ」と述べた。同党は問題への早期の対処を警察庁と総務省に申し入れた。

選管が発行する候補者の氏名や政策などを掲載した選挙公報には一定のルールがある。6カ月以内に撮影した候補者本人の写真の使用を条件とする地方自治体が多い。

日本維新の会の音喜多駿政調会長はテレビ番組で、選挙公報のルールをポスター掲示板に適用する方法に言及した。

公明党の山口那津男代表は記者団に「まずは現行法で対応できることは厳正に対応してもらいたい」と求めた。公選法改正の必要性を問われ「どのような法的措置が妥当なのか検討する」と述べるにとどめた。

当選を狙う意思のない人の売名などの理由による立候補を防ぐ仕組みに供託金がある。公選法で選挙の種類ごとに金額が決まっており、都知事選の場合は1候補者につき300万円。得票が有効投票数の1割未満であれば没収される。

今回の都知事選は過去最高の56人が立候補した。供託金の金額を引き上げるべきだとの主張もある。知事選の供託金は1992年に200万円から300万円へ引き上げられてからずっと変わっていない。

供託金を引き上げる議論はほとんどなかった。国政選挙の場合、野党の候補一本化を促すことにもつながり、かつて自民党に引き下げるべきだとの意見すらあった。

旧自治省(現総務省)で選挙部長を務めた片木淳弁護士はポスターの問題について「公選法などが想定する選挙運動から逸脱している」とみる。「有権者の選択のための選挙運動がゆがめられる」と危機感を示す。

「街頭演説や戸別訪問も含めて根本から規制のあり方を国会で議論すべきだ」と唱えた。

(出典：日本経済新聞2024年6月26日朝刊、一部改変)

問1 選挙ポスターの問題点について、400字以内でまとめなさい。

問2 選挙ポスターの問題に対する解決策について、あなたの考えを400字以内で述べなさい。

問題はここまでです